

令和5年度

次 世 代 リ 一 ダ 一
育 成 道 場
研 修 生 募 集 要 項

令和5年度次世代リーダー育成道場研修生募集要項

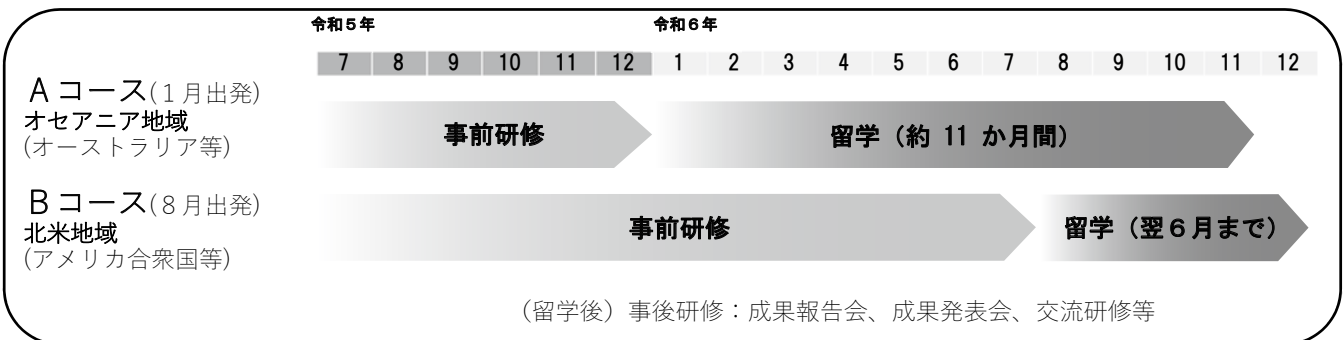
～世界で、自分を鍛えてみませんか～

○次世代リーダー育成道場(以下「育成道場」という。)とは

平成24年度に東京都教育委員会が開設した、都立高校生等を対象とする海外留学支援事業です。グローバル化が進む社会の中で、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次世代のリーダーを輩出するため、事前研修や約11か月間の海外留学、事後研修を通して、海外で通用する高い英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、課題解決能力等を育成します。

1 プログラム概要

プログラムは(1)事前研修 (2)留学 (3)事後研修で構成され、留学の開始時期により、A、B二つのコースが設定されている。



2 事前研修

海外生活や現地の高校で学ぶために必要な知識・技能を身に付ける。研修は、月に2回程度、主に日曜日に実施する。(Aコース、Bコースとも事前研修の内容・回数は同じです。)

- 講義(ビジネスや科学、文化など各界で活躍する方々の講義を聞き、海外で学ぶ意義を明確にする。)
- 英語(海外での生活や学習に必要な英語力、プレゼンテーションなどのスキルを身に付ける。)
- ゼミナール研究(現代社会における課題等を、国内で調査・研究し、アウトラインを作成する。)
- 見学・体験(日本の伝統・文化、歴史、先端技術を体験的に学ぶ。)

3 留学

ホームステイを行い、異なる文化や生活習慣の中で、様々な学習や活動に取り組み、留学を通して見聞を広め、次代を担うリーダーとしての資質・能力を磨く。

- 高校への通学(現地校に通学し、必修・選択科目を履修する。クラブ活動への参加、大会やコンクール出場など、現地の生徒と一緒に活動する。)
- 特別プログラム(現地の大学での聴講、現地企業の訪問等を通して、リーダーシップ論を学ぶ。)
- ゼミナール研究(事前研修で設定したテーマを留学先で継続して調査・研究し、論文にまとめる。)

4 事後研修

留学を通して深めた異文化理解や新たな考え方、ゼミナール研究を通して身に付けた論理的思考能力や問題解決のための提言等を仲間と共有し、その成果を発表する。

- 帰国オリエンテーション、成果報告会、修了式・成果発表会
- 修了生として交流研修への参加、留学フェア、フォーラム(公開プログラム)等での発表、成果還元事業への参加

1 求める人材

世界や日本の将来を担い、様々な分野において活躍する高い志や意欲をもち、次世代のリーダーとなることを目指して、国内研修及び海外留学で学ぶことを希望する生徒

2 募集人数

都立高等学校生徒、都立中学校生徒及び都立中等教育学校生徒 200 人以内

ただし、Aコース(令和6年1月から約11か月間の留学)を希望する生徒 100 人以内

Bコース(令和6年8月から約11か月間の留学)を希望する生徒 100 人以内

※出発延期により留学期間が短縮する場合がある。

3 留学先

英語圏の国(オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国又はカナダ)

(Aコース：オセアニア地域、Bコース：北米地域)

なお、志願者はコースの希望は行えるが、留学先の国や都市、学校を指定することはできない。

4 対象者

次の全てを満たす者

ただし、現在、都立学校に在籍しながら留学又は休学により海外で学習している生徒の応募はできない。

- (1) 都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校に在籍する生徒のうち、次の学年に在籍し、「5 推薦基準」に基づき校長が推薦する者
Aコース 都立高等学校第1学年から第3学年まで又は都立中等教育学校第4学年から第6学年まで
Bコース 都立高等学校第1学年、第2学年又は都立中等教育学校第3学年から第5学年まで若しくは都立中学校第3学年
ただし、Aコースについては、平成17年4月2日以降に生まれた者、Bコースについては、平成18年4月2日以降に生まれた者
- (2) 育成道場の趣旨を理解し、学校の代表として使命感をもって修了までの全ての研修に参加可能な者
- (3) 研修中及び修了後において、留学経験者として成果還元事業等の育成道場事業に協力できる者

5 推薦基準

次の全てを満たすと校長が判断する者

なお、校長は、志願する者に対して、面接等による校内選考を行うものとする。

- (1) 心身ともに健康で在籍校での出席状況及び生活態度が良好である者
- (2) 学業成績が優秀であり、学校生活と本研修を両立できる者
- (3) 英語について、留学出発時までにCEFR B1相当以上のレベルに高められる見込みのある者(応募時に、目安としてCEFR A2相当の英語力があることが望ましい。)
- (4) 協調性を有するとともに、学校行事や部活動、ボランティア活動等に積極的に取り組んでいる者
- (5) 育成道場の趣旨を理解し、全ての研修に目的意識をもって意欲的に参加することができる者

6 出 願

(1) 出願書類

※ 育成道場ウェブページ(<https://www.ryu.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/>)から、ダウンロードし作成する。

ア 志願者

志願者は、次の書類を作成し、校長が定める期限までに学校に提出する。記入は黒のペンで手書きとする。

- (ア) 令和5年度次世代リーダー育成道場入校志願票・受験票(様式1)(以下「入校志願票」という。)
所定欄に写真(カラー・白黒いずれも可、正面・上半身・無帽、記入日の3か月以内に撮影し、裏面に学校名・氏名を記入したもの)を貼る。
- (イ) 令和5年度次世代リーダー育成道場自己PRカード(様式2)(以下「自己PRカード」という。)
- (ウ) 英語力に関する証明書(該当者のみ)
CEFR B1相当以上の英語力を取得している志願者については、その取得証明書の写しを提出することにより、英語4技能試験の免除を申請できる(8選考(1)[表]を参照)。

イ 学校

校長は、次の書類を作成し、6(2)に示す方法で定められた期限までに東京都教職員研修センター(以下「教職員研修センター」という。)に提出する。

(ア) 推薦書(様式3)

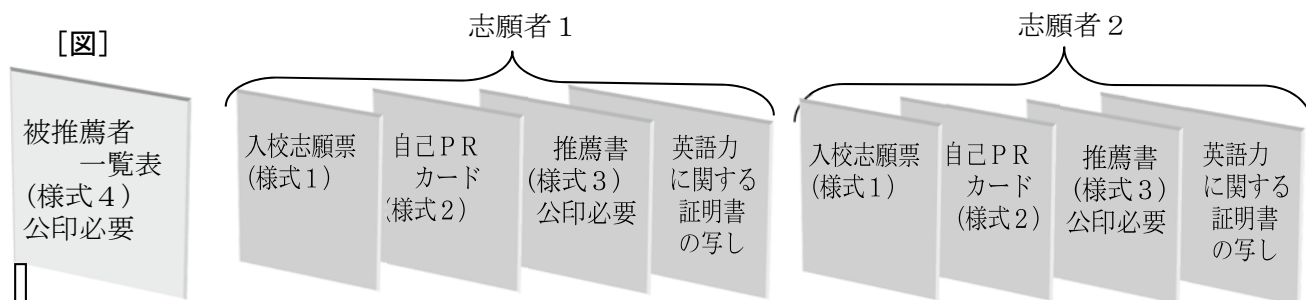
推薦者1人につき1通、推薦理由を具体的に記載する。

(イ) 被推薦者一覧表(様式4)

学校ごとに作成する。

作成に当たっては、別途配布されるExcelファイルに入力の上、印刷したものを提出する。併せて入力したExcelファイルを調査統計システムにより提出する。

※ 複数の志願者がいる場合は、志願者が学校に提出する入校志願票及び自己PRカードを取りまとめ、一括して提出する。被推薦者ごとに入校志願票、自己PRカード、推薦書、英語力に関する証明書の写しをまとめ、被推薦者一覧表を一番上にして被推薦者一覧表の番号順に封筒に入れる。(下の[図]を参照)



※ 様式4については、印刷したものとは別に、Excelファイルを6(2)ウにある期限までに調査統計システムにより提出する。その際、提出するExcelファイルに公印の押印は必要ない。

(2) 提出方法及び提出期限等

提出については、必ず学校が郵送又は持参する。

ア 郵送(追跡可能な郵便)

〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目3番3号 東京都教職員研修センター 7階

研修部教育開発課長宛 (「次世代リーダー育成道場出願書類在中」と朱書きする。)

イ 持参 教職員研修センター7階研修部教育開発課(人材育成担当)

ウ 提出期限 令和5年5月19日(金)午後5時必着 ※期限後は受理しない。

エ その他 いずれの場合も教職員研修センター研修部教育開発課長宛での親展扱いとし、宛名の脇に「親展」と朱書きする。

7 受験票の送付

志願者の受験票等は、令和5年5月26日(金)(予定)に、東京都教育委員会から校長宛てに発送する。

8 選考

(1) 選考

全ての志願者を対象に、東京都教育委員会が小論文(日本語)、英語4技能試験及び面接(日本語)による選考を実施し、研修生を決定する。

ただし、CEFR B1相当以上の英語力を取得している志願者については、英語4技能試験が免除される。(4ページ上段[表]を参照)

なお、級及びスコアは令和5年5月19日(金)から遡って2年以内に取得したものとする。

また、自己PRカード及び推薦書は合否の判定には使用しないが、面接の際の参考資料として活用する。

<選考日>

小論文(日本語)及び英語4技能試験 令和5年6月4日(日)

面接(日本語) 令和5年6月10日(土)又は6月11日(日)

※ 時間の詳細については、別途連絡する。原則として選考日時の変更は認めない。選考日に学校行事や授業等がある場合は、被推薦者一覧表(様式4)の所定欄に記入すること。

※ インフルエンザ等学校感染症罹患患者等により受験することができなかった場合、原則、後日、選考を実施する措置は行わない。

【表】CEFR B1 相当以上の英語力

主な外部試験	CEFR B1 相当以上の英語力	英語力に関する証明書
ケンブリッジ英語検定	140 以上	合格証明書のコピー
実用英語技能検定	2 級かつスコアが 1950 以上	英検 CSE スコア証明書のコピー
GTEC(Advanced)(CBT)	960 以上 ※オフィシャルスコアのみ	Official Score Certificate のコピー
IELTS	4.0 以上	Test Report Form のコピー
TEAP	225 以上	Official Score Report のコピー
TEAP(CBT)	420 以上	Official Score Report のコピー
TOEFL ibt	42 以上	Test Taker Score Report もしくは Examinee Score Report のコピー
TOEIC L&R 及び TOEIC S&W(4 技能)	1150 以上 ※S&W スコアを 2.5 倍にして合算	Official Score Certificate のコピー

※ 上記の外部試験以外の資格についても、CEFR B1 相当以上であれば、免除の対象となる。

(2) 研修生の決定

東京都教育委員会は、小論文(日本語)、英語 4 技能試験及び面接(日本語)の結果を点数化し、その点数を基に基準点に達した者から成績順・コース別に研修生を決定する。

※ 選考の結果、定員内であっても基準点に達しない者は不合格となる。

9 結果の通知

- (1) 令和 5 年 6 月 26 日(月)に、東京都教育委員会から選考の結果を校長宛てに発送する。
- (2) 志願者には、校長を通じて、育成道場研修生選考結果通知書を交付する。
- (3) 合格者には、校長を通じて、育成道場入校届の用紙及び入校に係る書類を送付する。

10 入校手続

(1) 合格者

合格者は、校長を通じて、育成道場入校届を受け取り、必要事項を記入する。合格者本人が、所属校へ入校する旨を伝え、入校届を教職員研修センターに郵送で提出する。

提出期限までに、合格者から育成道場入校届が提出されなかったときは、入校の意思がないものとみなす。校長は合格者から入校する旨の申出がなかった場合、入校辞退の手続きを行う。

(2) 提出方法及び提出期限等

ア 郵送(追跡可能な郵便)

〒113-0033
東京都文京区本郷一丁目 3 番 3 号 東京都教職員研修センター 7 階
研修部教育開発課長宛 (「次世代リーダー育成道場入校届在中」と朱書きする。)

イ 提出期限 令和 5 年 7 月 5 日(水)午後 5 時必着 ※期限後は受理しない。

ウ その他 教職員研修センター研修部教育開発課長宛での親展扱いとし、宛名の横に「親展」と朱書きする。

11 受講料等

(1) 研修生は次の受講料を納付すること。

A(冬出発)コース、B(夏出発)コースともに 80 万円

この受講料は、留学に係る基本的経費(渡航費、滞在費、学費等)に充当する。

また、経済的な理由により納付が困難な場合には、受講料の減額又は免除、多子世帯の場合には受講料の減額を申請することができる。申請手続きの詳細については、入校後のオリエンテーションの際に説明する。

(2) 事前研修等に要する交通費や留学に係る基本的経費以外の諸経費(60 万円程度)等は、自己負担とする。

また、留学に当たり、PCR 検査、現地での自己隔離や帰国時の自己隔離等の費用が別途かかる場合は自己負担とする。

※諸経費：パスポート取得費用、ビザ申請料・ビザ取得関連費用、海外旅行保険基本契約以外の保険料、健康診断費用、予防接種費用、制服代、教材・教具費等

12 研修生資格の取消し等

- (1) 合格後、校長から学校推薦を取り消された場合や、都立高等学校、都立中等教育学校又は都立中学校に在籍しなくなった場合には、研修生の資格を取り消す。
- (2) 育成道場入校後、研修生は、東京都を代表する生徒としてふさわしい態度と服装で、全ての研修等に参加しなければならない。また、指示された全ての課題等を提出しなければならない。出発までに事前研修(提出物やオンライン英会話の受講を含む。)の未修了があった場合には、資格取消となり、留学に出発はできない。
- (3) **育成道場入校は、留学を保証するものではない。**ビザの申請状況や英語力等の学業成績不振、心身の健康状態など諸事情により留学ができない場合がある。
- (4) 留学中、東京都教育委員会やホストスクールをはじめとする現地関係機関からの指導に従わないなど、研修生として不適切な行動が見受けられた際は、研修生の資格を取り消す場合がある。
- (5) **留学に当たり、申請した内容や報告が事実と異なる際は、研修生の資格を取り消す場合がある。**

13 留学について

- (1) 留学先国及びホストスクール、ホストファミリーについては、研修生が提出するアプリケーション・フォーム、成績証明書等の資料に基づき総合的に判断して決定する。
※ **原則、留学先国並びに地域、ホストスクール、ホストファミリーの変更はできない。**
- (2) 新型コロナウイルス感染状況等に係る留学先国からの渡航制限等により、留學生の入国に関する条件が示された際は、その条件をその時点で満たす一部の研修生のみ留学となる場合がある。
※ 条件とは、例えば、CEFR B2 相当以上の英語力、高校2年生以上といった学年の指定、新型コロナウイルスワクチン接種証明書の提出などの条件を指す。
- (3) 留学前に、新型コロナウイルス感染状況等の悪化や、他の感染症、戦争、テロ、自然災害の発生等、留学の安全の確保が困難な状況と判断される場合は、留学を延期又は中止することがある。また、留学中に同様の事態になった場合には、帰国の勧告又は命令を行うことがある。
- (4) (3)に示す事由等により、留学前又は留学中にAコース留学プログラムが中止になった場合は、Bコースへの変更は認めない。また、A及びBコースともに留学プログラムが中止になった場合で、次期の育成道場に入校を希望する際は、次期の選考を再受験し、合格する必要がある。
- (5) (3)に示す事由等により、A及びBコースともに事前研修や留学プログラムが留学前又は留学中に中止になった場合は、受講料は還付されない場合がある。また、受講料以外の自己負担の諸経費については補償しない。
- (6) 留学出発予定日までにビザが取得できず、出発日の航空券のキャンセル料が生じた場合及びビザ取得後の渡航等に係る費用については基本的に自己負担とする。また、新型コロナウイルス感染症や疾病等により出発日に渡航できない場合も、出発日の航空券のキャンセル料が生じた場合及び渡航可能になった際の渡航等に係る費用については自己負担とする。

14 その他

- (1) 入校に際し、研修生及び保護者は、本事業の研修生としての規則等を記載した「次世代リーダー育成道場の規則」の同意書を提出する。
- (2) 本選考で収集した個人情報、選考の目的以外には使用しない。
- (3) 本事業の業務の一部を東京都が委託する業者が事務局として担当する。
- (4) 報告書の提出、研修に関する連絡などでは、基本的に電子メールを利用する。
- (5) 本事業の成果検証の一環として、修了後も修了生及び学校にアンケート調査等への協力を依頼する。
- (6) 本事業では、研修中の様子について写真撮影やビデオ撮影を行い、広報活動の一環として育成道場ウェブページ等に活用する。

15 問合せ

本事業の募集に関する問合せは、**学校を通して**受け付ける。

育成道場(第12期生)に関するスケジュール(予定) ※予定は変更になる場合がある。

1 高校生留学フェア(令和5年度次世代リーダー育成道場研修生募集説明会)

令和5年4月23日(日)

2 事前研修 ※日程の詳細については、調整の上、後日決定する。

研修方法については、研修センターで実施する集合研修とオンライン研修、動画研修がある。

日 程			Aコース	Bコース
令和5年 7月23日	日	午前	入校式練習等	
		午後	入校式・入校オリエンテーション	
8月6日	日	午前	講義	
8月10日	木	全日	英語①	
8月20日	日	午前	歴史①	
		午後	異文化オリエンテーション	
8月25日	金	午後	ゼミナール①	
9月24日	日	午前	英語②	
		午後	交流研修	
10月1日	日	午前	先端技術講演	
		午後	ゼミナール②	先端技術講演
10月9日	月・祝	午前	歴史②	
		午後	渡航前オリエンテーション	
10月22日	日	午前	英語③	
		午後	ゼミナール③	
11月3日	金・祝	午前	日本の伝統・文化	
		午後	歴史③	日本の伝統・文化
11月19日	日	午前	英語④	
		午後	国際交流プログラム	
12月3日	日	午前		歴史①
		午後		ゼミナール①
12月10日	日	午前	英語⑤	
		午後	ゼミナール④	
12月17日	日	全日	フォーラム(公開)	
令和6年 1月5日	金	全日	英語能力試験①(自宅)	英語①
1月14日	日	午前		英語②
		午後	直前オリエンテーション	歴史②
2月4日	日	午前		英語③
		午後		歴史③・ゼミナール②
3月3日	日	午前		英語④
		午後		渡航前オリエンテーション
4月上旬	日	午前		英語⑤
		午後		ゼミナール③
5月中旬	日	午前		国際交流プログラム
		午後		ゼミナール④
7月上旬	日	午前		英語能力試験①(自宅)
		午後		直前オリエンテーション

3 海外留学

期 間	コース
令和6年1月下旬～11月下旬	Aコース
令和6年8月上旬～令和7年6月下旬	Bコース

Q & A

【応募から留学まで】

Q 1 コースは、応募のときに決めなければなりませんか。

応募のときに、希望する留学コース(A又はB)を決めて出願します。ただし、入校志願票に第2希望を記入している志願者については、選考状況により、第2希望のコースで合格となることがあります。いずれかのコースのみ希望する場合には、第2希望欄の「希望なし」に○を付けてください。また、国籍を有する国からは、留学ビザが発給されない場合があるため、当該国を含むコースの選択は避けてください。

Q 2 留学のために英語の力はどの程度必要ですか。

海外での学習や生活を意義あるものにするためには、相応の英語力が求められます。目安として、応募のときに、CEFR A2相当の英語力があることが望ましいです。事前研修や自己学習を通して、留学出発時までにCEFR B1相当以上の英語力を身に付けることを目標にしてください。留学手続き時に英語力が不足する場合は、ホストスクールでの受入れができないことがあります。

Q 3 英語4技能試験の詳細を教えてください。

英語4技能試験についての詳細は、後日学校を通してお知らせします。

なお、本試験は選考として行うため、受験者にスコアを伝えたり、認定したりすることはできません。

Q 4 募集人数が「100人以内」とあるが、志願者が定員に満たない場合は全員合格になりますか。

志願者が定員に満たない場合でも、選考の結果、基準点に達しない志願者は、不合格になります。

Q 5 研修の日と部活動の大会が重なった場合はどうすればいいですか。

原則として、全ての研修に出席することが求められます。ただし、校長の判断により、学校行事や部活動の公式戦の参加等を理由に研修の欠席を認められることがあります。その場合、事前に学校を通じて相談し、学校からの届出が必要です。欠席理由にかかわらず、後日課題の提出等が必要となります。

Q 6 新型コロナウイルスワクチン接種が留学の条件となることはありますか。

現地の学校、ホストファミリーから受け入れのための条件として、新型コロナウイルスワクチンの接種を求められることがあります。受入の準備をしている段階で、実際にワクチン接種を条件としている現地校、ホストファミリーがあります。したがって、ワクチンを接種していない研修生は、留学できなくなることもあります。

Q 7 留学が中止となった場合、その後の事前研修はどうなりますか。

留学が中止になった場合でも、今後留学ができる機会に備えて留学に必要な英語力等のために事前研修を継続することができます。未実施の事前研修を継続した場合には、当該コースの事前研修修了証明書や研修の記録等を発行します。

Q 8 「次世代リーダー育成道場の規則」とは、どのようなものですか。

研修生の安全や異文化への適応の促進のために設けられた規則等のことです。事前研修への出席や態度に関する事項や、留学中において現地機関や東京都教育委員会の指導に従うこと、日本の家族や友人との連絡を頻繁にとることを慎むこと、ホストファミリーへの感謝と敬意の念をもつことなどが記載されています。(巻末参照)

Q 9 ビザが取得できない状況にはどのようなことが想定されますか？

ビザ申請後に大使館から追加書類等の提出が求められた等の場合は、出発日までにビザの発給が間に合わないことがあります。

【留学中について】

Q10 留学中、育成道場からの課題はありますか。

留学中の研修生は、月に一度事務局を通じて東京都に留学状況を報告します。また、研修の一つである「ゼミナール研究」の論文も留学中に提出します。その他に、時間割等の提出等があります。育成道場の課題以外に、在籍校の規定により、留学中の報告が必要な場合があります。

Q11 留学中のサポートはありますか。

留学中は、現地受入機関スタッフがメールや訪問などを通して、研修生の学校生活や家庭生活、課外活動等の相談にのっています。

Q12 留学中、研修生が海外へ旅行することや日本に帰国することは可能ですか。

研修生が安全に留学生活に専念するために、留学先国以外の国への旅行や日本への一時帰国は原則として禁止しています。

ただし、家庭の事情等による緊急帰国については、事務局に相談してください。

なお、自己都合による渡航日等の変更が生じた場合は、渡航費用等は自己負担となります。

Q13 留学中、日本の家族は留学先の研修生を訪問することは可能ですか。

異文化への適応を促進するため、家族や親戚、縁者が留学先の研修生を訪問することは慎むよう、「次世代リーダー育成道場の規則」で定めています。

Q14 PCR検査、自己隔離等を行うのですか。また費用はどのくらいですか。

現在、検査等の実施については、未定であり、費用も不明です。実際に実施する際にお伝えします。

【留学後について】

Q15 留学扱いで留学した場合の単位はどのように認められるのですか。

留学先の高校が履修を認定した単位を、日本の高等学校において日本の学校の教科・科目として単位の修得を認定することができます。その際、留学先における学習について履修状況を確認し、日本の高等学校のどの教科・科目の履修に相当すると見なすか、在籍校において判断します。

Q16 留学期間終了後、引き続き現地の高校・大学に進学するなど、留学を延長できますか。

できません。研修生は育成道場の研修の一環として留学していますので、日本に帰国し育成道場の修了認定を受ける必要があります。

Q17 「留学経験者として次世代リーダー育成道場事業に協力」するとは、どういったことをするのですか。

留学中は、都立公立学校の児童・生徒とオンラインによる交流を行ったり、次世代リーダー育成道場のHPに留学体験談を寄稿したりします。

修了後も、都内公立学校の児童・生徒との交流を行ったり、留学出発前の研修生への事前研修等での講演や留学に向けたアドバイスを行ったりします。また、次世代リーダー育成道場の今後の運営に向けたアンケート調査や同窓会活動に参加する等、次世代リーダー育成道場の活動に協力してもらいます。

令和5年度次世代リーダー育成道場入校志願票

在籍校	都立	学校	
課程・学年 <small>(高等学校の志願者のみ○を付ける)</small>	全日制・定時制・通信制 第()学年	写真 正面上半身無帽 (4cm×3cm) 記入日の3か月以内に撮影したもの 写真裏面に学校名・氏名を記入の上、全面をのり付けする。	
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日生 (歳)		
留学先の国籍の有無 ※1 (○を付ける)	あり (国名) ・ なし		
英語4技能試験の免除 ※2 (○を付ける)	申請する ・ 申請しない		
氏名		志願者との続柄 ()	
連絡先	(電話)		
緊急連絡先 ※3	第1希望 A・B	第2希望 A・B	希望なし
	(氏名)		志願者との続柄 ()
	(電話)		

※1 オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国、カナダのいずれかの国籍(二重国籍を含む)をいう。
 ※2 英語4技能試験の免除を申請する場合、英語力に関する証明書を添付する。
 ※3 選考日当日に確実に連絡が取れる者とする。志願者本人以外の者とし、保護者連絡先と同じでも構わない。
 「令和5年度次世代リーダー育成道場研修生募集要項」の記載事項に従い、
 上記のとおり申し込みます。

本人署名

上記記載内容は事実と相違ありません。

「令和5年度次世代リーダー育成道場研修生募集要項」の記載事項に従い、

上記のとおり申し込みます。

保護者署名

令和5年度次世代リーダー育成道場 受験票

受験番号 (事務局記入)	
氏名	
在籍校	都立
学校	

- 小論文 (日本語) 及び英語4技能試験
実施日 6月4日 (日)
・集合日時については別途通知します。
※集合時刻に遅れた場合には、受験できないことがあります。
- 面接選考 (日本語)
実施日 6月10日 (土) 又は6月11日 (日)
・集合日時については別途通知します。
※集合時刻に遅れた場合には、受験できないことがあります。

3 持ち物

受験票、筆記用具

・上履きは不要です。

・時計以外の機能を備えた時計、携帯電話や腕時計型の端末などの通信機器の使用はできません。
なお、各会場には時計が設置されています。

4 会場

東京都教職員研修センター

〒113-0033 文京区本郷1-3-3

【最寄駅】

■JR 総武線「水道橋」駅

東口より徒歩3分

■都営三田線「水道橋」駅

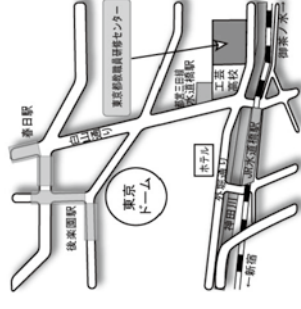
徒歩2分

■東京メトロ丸ノ内・南北線

「後楽園」駅 徒歩8分

■都営三田線/大江戸線

「春日」駅 徒歩8分



(様式2)

受験番号(事務局記入)

令和5年度次世代リーダー育成道場自己PRカード

フリガナ		留学コース(○を付ける)	
		第1希望	第2希望
氏名		A・B	A・B・希望なし
在籍校	都立	学校()	課程第()学年

1 入校志望の理由

2 次世代リーダー育成道場で学びたいこと、身に付けたいこと、伸ばしたい力

3 在籍校で力を入れて取り組んでいること

4 英語に関する各資格・検定試験等の取得状況

検定名	級・スコア等	取得時の学年	取得年月
(例) 実用英語検定	準2級	中3	2022年2月
(例) TOEFL iBT	42	高1	2022年12月

(様式3)

受験番号 (事務局記入)

推 薦 書

令和5年 月 日

東京都教育委員会 殿

学校名 都立 学校

校長名

公印

令和5年度 次世代リーダー育成道場研修生募集要項に基づき、下記の者を推薦します。

記

フリガナ		学 年	性 別
氏 名			

推薦理由 (具体的に 記述して ください。)	<学習・生活態度について>
	<人と関わる力 (コミュニケーション能力) について>
	<学業成績及び英語力について>
	<学校行事や部活動、ボランティア活動等の取組について>
配慮 すべき 事項	

「次世代リーダー育成道場の規則」同意書

次世代リーダー育成道場長 殿

次世代リーダー育成道場研修生及びその保護者は、在籍校の校長推薦を受けた次世代リーダー育成道場研修生であることを自覚し、日本及び東京を代表する留学生として、ふさわしい態度、行動をとり、下記の事項及び別紙「次世代リーダー育成道場の規則」について同意します。

記

- 1 別紙に記載された事項を遵守し、諸事項に反した場合は、東京都教育委員会の対応に従う。また、この場合の対応として、「研修生」としての資格を取り消し、渡航前にあつては海外渡航の取りやめ、渡航開始後にあつては帰国の対応をとったとしても、この対応に異議を述べない。
- 2 留学中に、重大な疾病、心身喪失、不安定な精神状態等の要因で入院、継続的なカウンセリング等を必要とする状態になったときは、留学を中止し、帰国の対象となることを了解する。
- 3 留学中に「資格取消し」となった場合、帰国の対象となった場合又は研修生（保護者）の都合により帰国する場合は、帰国にかかる一切の必要経費は研修生（保護者）の負担とし、納付した受講料は返還されないことを承諾する。また、現地受入機関が保護者に現地までの迎えを要請した場合には、要請に応じる。
- 4 参加に当たり提出する個人情報、プログラムに必要な手続きや緊急時の対応及び本事業の運営改善のため、東京都教育委員会が使用することを承諾する。
- 5 自らの故意、過失、法令違反又は公序良俗に反する行為によって、留学先機関又は第三者に対して損害等を与えた場合は、速やかに自己の責任において対応する。
- 6 不測の事態や不可抗力の事故等*については、東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局及び現地受入機関に、その責任と賠償は求めない。
- 7 その他前各号に準ずる行為等があつた場合には、東京都教育委員会の対応に従う。

研修生署名： _____ 年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者署名： _____ 年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

*不測の事態や不可抗力の事故等の例

- (1) 戦争、外国の武力行使、内乱、武装反乱、テロ、犯罪、航空機事故、その他これに類似の事変、暴動
- (2) 火災、自然現象の変化に伴う天災（地震、台風、豪雨、高潮、暴風雨、落雷等）
- (3) 新型コロナウイルス感染等の流行病の拡大状況及びその影響等による留学の中止、その他不可抗力によって生じた不慮の事故による損害や罹患（持病も含む）によって生じた損害や法律・法令・公序良俗に反する行為を行ったことによって生じた損害等
- (4) 東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局、現地受入機関に起因しない犯罪行為、事故、損害等

次世代リーダー育成道場の規則

1 研修生資格取消し事項

以下に、該当する場合、原則として「研修生資格取消し」となります。また、その他以下の各号に準ずる行為に対して、東京都教育委員会が研修生の在り方として不適切と判断した場合には、「研修生資格取消し」となります。

(1) 事前研修中

- ア 都立高等学校、都立中等教育学校又は都立中学校に在籍しなくなったとき
- イ 在籍校の校長から推薦を取り消されたとき
- ウ 東京都教育委員会又は現地受入団体が定めている学業成績及び健康状態の基準を満たさなくなったとき
- エ 事前研修の未修了があったとき（出席状況・研修成果が良好でない、未提出物があるなど）
- オ 次世代リーダー育成道場事務局に提出すべき書類が未提出又は虚偽の記載があったとき
- カ 現地への留学生として適切でない行動や態度が見られたとき

(2) 留学中

- ア 留学先国及び日本の法律に違反する行為を行ったとき
例：ドラッグ、麻薬等の所持及び使用、飲酒、喫煙
- イ 危険行為を行ったとき
例：拳銃や刃物など他人に危害を及ぼすものを所持又は使用、周囲に不安を抱かせる物の収集、闘争行為、破壊行為及び自傷行為
- ウ 公序良俗に反する行為を行ったとき
例：不純異性交遊、異性と同室での宿泊、SNSの不適切な使用、卑猥な写真の撮影・送付
- エ 現地校から退学に類する指導を受けるような行為を行ったとき
例：現地校への欠席、課題が未提出、極端な学業不振
- オ 東京都教育委員会及び次世代リーダー育成道場事務局の許可なくホストスクール及びホストファミリーを変更したとき
- カ 留学中に、留学先国以外の国へ旅行に行ったり、日本に帰国したりしたとき
- キ 留学中に、日本の家族、親類、友人の訪問をうけたとき
- ク ホストファミリーの親が同行しない宿泊を行ったとき
- ケ アルバイトなど個人の収入を得る活動をしたとき
- コ 自動車や自動二輪、原動機付自転車等の運転をしたり、これらの運転免許を取得したりしたとき

2 警告対象事項

以下の行動規範事項に違反した場合には、東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局又は現地受入機関から「警告文」が書面で本人に送られます。「警告文」が複数回発行され、問題解決が難しいと東京都教育委員会が判断した場合には、「研修生資格取消し」となり、帰国の対象となります。

- (1) 異文化への適応を促進するため、以下の行動を慎むこと
 - ア 日本の家族や友人との直接のやりとりを頻繁にとること
 - イ 留学先国に居住する親類等を訪問すること
 - ウ 日本語を頻繁に使用する環境に、自ら身を置くこと
 - エ 問題解決のために、直接日本の家族へ連絡をとること

- (2) 留学生を受け入れてくれるホストファミリーに感謝の念をもち、積極的にコミュニケーションをとる努力を持続的に行い、家族の一員として自覚をもった行動をとること
 - ア ホストファミリー内のルールに従うこと
 - イ 分担された家事を責任をもって行うこと
 - ウ ホストファミリーのプライバシーを他人に漏らさないこと
 - エ インターネットやパソコン、SNS の使用に時間を長く費やさないこと

- (3) 現地で、金銭の貸し借りをしないこと（ホストファミリーと外出の際の食事代、帰国時の別送品料等個人の支出は自己負担とする）

- (4) SNS への書き込みや写真を掲載する際には、その内容や個人情報に十分留意すること

- (5) 危険なスポーツや活動をしないこと（ヒッチハイク、バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等を含む）

- (6) 布教のための宗教活動やそれに類する行為や政治活動をしないこと、また、宗教団体や政治団体に加入しないこと

- (7) その他、研修生として不適切な行動を行わないこと

令和5年度次世代リーダー育成道場研修生募集要項
令和5年3月発行
東京都教職員研修センター印刷物登録
令和4年度第7号

〒113-0033
東京都文京区本郷一丁目3番3号
東京都教職員研修センター研修部教育開発課

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

